大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項及び第２項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年３月７日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　ホームセンタームサシ十日町店

所在地　十日町市丑900番地２外

設置者　アークランドサカモト株式会社

２　届出の概要及び公告日

概　要　大規模小売店舗立地法第６条第１項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更及びその他の変更）に関する届出

公告日　平成25年10月25日

３　意見の概要

(1) 十日町市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

４　縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

５　縦覧期間

平成26年３月７日から平成26年４月７日まで